平成 28 年度高知県地域づくり支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、平成28年度高知県地域づくり支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 地域の主体的な活動の助長及び人材を育成することにより自立したまちづくりの促進を図ることを目的に、地域を元気にするために実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会(以下「市町村等」という。)とする。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものと する。
 - (1) 地域づくり支援事業 市町村等が地域の課題解決に向けて、住民とともに自主的かつ主体的に取り組むハー ド・ソフト事業
 - ド・ソフト事業 (2) 広域的連携事業 複数の市町村等が共同して行う事業で、広域的なまちづくり又は広域的な資源を活用し
 - たまちづくりのためのハード・ソフト事業 (3) 合併支援事業

合併重点支援地域に指定された市町村及び合併構想対象市町村が広域化に対応するために行う新しい自治活動の基盤づくり又は合併によって周辺となる地域への手立てとなるハード事業

- (4) 集落の力につなげる活動推進支援事業 地域住民が主体となって行う、集落内での話合いや地域資源をいかすための取組等、集 落の力につなげるソフト事業
- (5) 小さなビジネス支援事業 地域の住民が主体となって取り組む小さなビジネスを促進するためのハード・ソフト事
- 2 補助事業の実施基準は、知事が別に定める。

(事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(実施計画書の提出等)

第6条 補助事業者が補助事業を実施しようとするときは、補助事業ごとに、別記第1号様式 による実施計画書及び第1号様式の2による実施計画書(個表)に知事が必要があると認め る書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

- 第7条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに、別記第2号 様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補

助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

- 第8条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

- 第9条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。市町村等が第5条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。
 - (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、 速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けるこ と。
 - (2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるもの を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければな らないこと。

(補助事業の着手)

第10条 補助事業の着手は、原則として第8条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に 基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が別記第4 号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができる ものとする。

(補助事業の重要な変更)

- 第11条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、 あらかじめ別記第5号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなけ ればならない。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 補助事業の新設、中止及又は廃止
 - (3) 補助事業の施行箇所の変更
 - (4) 補助金額の増額
 - (5) 補助対象経費の20パーセントを超える変更
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める補助事業の内容の重要な部分に関する 変更

(繰越承認の申請)

第12条 市町村等は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第6号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第7号様 式による補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。 ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければ ならない。
- 2 補助事業が事業年度内に完了しない場合で前条の規定による知事の承認を受けた場合は、 別記第8号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しな ければならない。
- 3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額)を別記第9号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 知事は、第1項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告 に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。
- 6 知事は、第2項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条第5項及び第6項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に 支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認め たときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別 記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

- 第15条 1,000万円以上の工事の施工を伴う補助事業を実施する補助事業者は、次に定めるところにより、補助事業の状況を知事に報告しなければならない。
 - (1) 別記第11号様式による工事着工報告書 着工の日から10日以内
- (2) 別記第12号様式による工事進捗状況報告書 12月末日の状況を翌月10日まで
- 2 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(財産の処分の制限等)

- 第16条 事業実施主体は、規則第19条第1項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等(次項において「施設財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は 一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について、別記第13号様式による取得財産等管理台帳を備え 管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項の補助金実績報告書に 別記第14号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

- 第17条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から3年間事業成果等についてフォローアップ を行うものとする。
- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査 を行うことができる。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、知事からの報告 の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第18条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号) に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目 は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月6日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された 補助金については、第8条第2項、第9条、第13条第4項、第15条第2項、第16条第1項から第 3項、第17条及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

区分	事業実施主体 (注1)	補助対象経費(注2)	補助要件	補助率	補助限度額
地域づくり支援事業	(1) 又は (2)	地域の課題等の解決に向けて、住民とともに自主的かつ主体的に取り組むハード・ソフト事業に必要な経費	1事業実施主体当た りの事業費が 20 万円 以上	補経分内 対の1	1 補助事業当たり 2,000 万円
広域的連携事業		複数の市町村の区域を越えて実施するハード・ソフト事業で、 ① 広域的なまちづくりに要する経費 ② 広域的な資源を活用したまちづくりに要する 経費			1 補助事業当たり 2,000万円
合併支援事業		市町村合併に伴い(合併構想段階を含む)実施する ハード事業で、 ① 広域化に対応するために行う新しい自治活動の 基盤づくりに要する経費 ② 合併によって周辺となる地域への手立てとなる 経費 ③ その他これらと同様のものと認められる経費			1 補助事業当たり 2,000万円
集落の力につなげる 活動推進支援事業		地域住民が主体となって行う、集落内での話し合い や地域資源をいかすための取組等、集落の力につなげ るソフト事業に要する経費	1事業実施主体当た りの事業費が10万円 以上		1 補助事業当たり50 万円
小さなビジネス支援 事業	(3)	地域の住民団体等が実施する経済活動に要するハ ード・ソフト事業に要する経費	各産業振興推進地域 本部で小さなビジネ スとして指定された 取組、かつ、1事業実 施主体当たりの事業 費が10万円以上		1 補助事業当たり 100万円

- 注1 事業実施主体とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市町村等
 - (2) 市町村等の長が補助することが必要であると認める団体
- (3) 市町村長及び産業振興推進地域本部が補助することが必要であると認める団体
- 注2 補助の対象とならない経費は、知事が別に定める。

別表第2(第8条、第9条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第 1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。 以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の 利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した とき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。